

公立大学法人横浜市立大学附属2病院に勤務する職員の 勤務時間等の特例に関する規程

制 定 令和7年8月1日規程第50号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学附属病院（以下「附属病院」という。）及び公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター（以下「附属市民総合医療センター」という。）に勤務する職員の勤務時間、休憩時間、勤務を要しない日、休暇等について、当分の間の措置として、公立大学法人横浜市立大学職員の勤務時間・休日及び休暇等に関する規程（公立大学法人横浜市立大学規程第5号。以下「勤務時間規程」という。）の特例を定めるものとする。

(勤務時間に関する特例)

第2条 附属病院に勤務する職員のうち、7-1病棟に勤務する看護師については、勤務時間、休憩時間及び勤務を要しない日の割り振りについて、勤務時間規程別表第2の規定にかかわらず、同別表第2のほか、別表1のとおり定める。

2 附属市民総合医療センターに勤務する職員のうち、8-2病棟に勤務する看護師については、勤務時間、休憩時間及び勤務を要しない日の割り振りについて、勤務時間規程別表第2の規定にかかわらず、同別表第2のほか、別表2のとおり定める。

3 別表1及び別表2により勤務時間、休憩時間及び勤務を要しない日が割り振られる職員については1か月単位の変形労働時間制を適用し、その取扱いについては公立大学法人横浜市立大学職員の1か月変形労働時間制勤務規程（公立大学法人横浜市立大学規程第6号）を準用する。

(休暇に関する特例)

第3条 本規程別表1及び別表2により割り振られた職員の年次有給休暇、病気休暇及び子の看護等休暇については、勤務時間規程に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 1日当たり7時間45分以外の勤務が割り振られた職員は、1日を単位とする休暇のほか、半日（病気休暇を除く。）及び時間単位を組み合わせて取得できるものとする。
- (2) 前号を適用する場合、半日を3時間30分として取り扱うこととする。

(雑則)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和7年規程第50号）

この規程は、令和7年8月1日から施行する。ただし、第2条第2項については、令和7年9月1日から適用する。

別表 1

勤務別	勤務時間	休憩時間	勤務を要しない日
(1)	午前 8 時25分から 午後 5 時10分まで	勤務時間の途中に 1 時間 を与える	4 週を通じ 8 日となるよ うにあらかじめ附属病院 の病院長が指定する日
(2)	午前 8 時25分から 午後 7 時40分まで	勤務時間の途中に 1 時間 を与える	
(3)	午後 6 時55分から 午前 9 時10分まで	勤務時間の途中に 1 時間 15分を与える	
(4)	午前 8 時25分から 午後 1 時40分まで	なし	
(5)	午後 1 時55分から 午後 6 時55分まで	なし	
(6)	午後 1 時55分から 午後 7 時40分まで	なし	
(7)	午前 8 時25分から 午後 4 時10分まで	勤務時間の途中に 1 時間 を与える	
(8)	午前 8 時25分から 午後 4 時30分まで	勤務時間の途中に 1 時間 を与える	
(9)	午前 8 時25分から 午後 4 時40分まで	勤務時間の途中に 1 時間 を与える	
(10)	午前 8 時25分から 午後 4 時45分まで	勤務時間の途中に 1 時間 を与える	
(11)	午前 8 時25分から 午後 4 時50分まで	勤務時間の途中に 1 時間 を与える	
(12)	午前 8 時25分から 午後 4 時55分まで	勤務時間の途中に 1 時間 を与える	
(13)	午前 8 時25分から 午後 5 時まで	勤務時間の途中に 1 時間 を与える	
(14)	午前 8 時25分から 午後 5 時20分まで	勤務時間の途中に 1 時間 を与える	
(15)	午前 8 時25分から 午後 5 時25分まで	勤務時間の途中に 1 時間 を与える	
(16)	午前 8 時25分から 午後 5 時30分まで	勤務時間の途中に 1 時間 を与える	
(17)	午前 8 時25分から 午後 5 時35分まで	勤務時間の途中に 1 時間 を与える	
(18)	午前 8 時25分から 午後 5 時40分まで	勤務時間の途中に 1 時間 を与える	

(19)	午前 8 時25分から 午後 5 時50分まで	勤務時間の途中に 1 時間 を与える	
(20)	午前 8 時25分から 午後 6 時10分まで	勤務時間の途中に 1 時間 を与える	
(21)	午前 8 時25分から 午後 7 時10分まで	勤務時間の途中に 1 時間 を与える	

別表 2

勤務別	勤務時間	休憩時間	勤務を要しない日
(1)	午前 8 時25分から 午後 5 時10分まで	勤務時間の途中に 1 時間 を与える	4 週を通じ 8 日となるよ うにあらかじめ附属市民 総合医療センターの病院 長が指定する日
(2)	午前 8 時25分から 午後 7 時55分まで	勤務時間の途中に 1 時間 15 分を与える	
(3)	午後 7 時から 午前 9 時30分まで	勤務時間の途中に 1 時間 30分を与える	
(4)	午前 8 時25分から 午後 1 時40分まで	なし	
(5)	午前 8 時25分から 午後 5 時25分まで	勤務時間の途中に 1 時間 を与える	
(6)	午後 1 時から 午後 6 時まで	なし	
(7)	午前 8 時25分から 午後 6 時10分まで	勤務時間の途中に 1 時間 を与える	
(8)	午前 8 時25分から 午後 5 時55分まで	勤務時間の途中に 1 時間 を与える	
(9)	午前 8 時25分から 午後 5 時40分まで	勤務時間の途中に 1 時間 を与える	
(10)	午前 8 時25分から 午後 4 時10分まで	勤務時間の途中に 1 時間 を与える	
(11)	午前 8 時25分から 午後 4 時25分まで	勤務時間の途中に 1 時間 を与える	
(12)	午前 8 時25分から 午後 4 時40分まで	勤務時間の途中に 1 時間 を与える	
(13)	午前 8 時25分から 午後 4 時55分まで	勤務時間の途中に 1 時間 を与える	